

新宿区教育委員会会議録

平成25年第2回定例会

平成25年2月1日

新宿区教育委員会

平成25年第2回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成25年2月1日(金)

開会 午後 2時02分

閉会 午後 5時00分

場 所 本庁舎5階 大会議室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長	菊 池 俊 之	委員長職務代理者	白 井 裕 子
委 員	羽 原 清 雅	委 員	松 尾 厚
委 員	今 野 雅 裕	教 育 長	酒 井 敏 男

説明のため出席した者の職氏名

次 長	小 池 勇 士	中 央 図 書 館 長	野 田 勉
参 事			
教 育 調 整 課 長	吉 村 晴 美	教 育 指 導 課 長	工 藤 勇 一
事 務 取 扱			
教 育 支 援 課 長	齊 藤 正 之	学 校 運 営 課 長	米 山 亨
統 括 指 導 主 事	長 田 和 義	統 括 指 導 主 事	小 坂 和 弘
統 括 指 導 主 事	佐 藤 郁 子		

書記

教育調整課管理係長	久 澄 聰 志	教 育 調 整 課 査 査	安 川 正 紀
教育調整課管理係	高 橋 和 孝	調 整 主	

## 議事日程

### 議 案

- 日程第1 第7号議案 新宿区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
- 日程第2 第8号議案 新宿区立教育センター条例施行規則の一部を改正する規則
- 日程第3 第9号議案 新宿区立教育センター処務規程の一部改正
- 日程第4 第10号議案 新宿区職員定数条例の一部を改正する条例
- 日程第5 第11号議案 教育財産の用途廃止について
- 日程第6 第12号議案 教育財産の用途廃止について
- 日程第7 第13号議案 平成24年度新宿区一般会計補正予算（第7号）
- 日程第8 第14号議案 平成25年度新宿区一般会計予算

### 報 告

- 1 平成25年度区立幼稚園の学級編制について (学校運営課長)
- 2 平成25年度学校給食調理業務委託事業者の選定結果について (学校運営課長)
- 3 平成25年度新入学学校選択制度小学校補欠登録者の繰上げについて (学校運営課長)
- 4 その他

---

◎ 開 会

○菊池委員長 ただいまから平成25年新宿区教育委員会第2回定例会を開会します。

本日の会議には、全員が出席しておりますので、定足数を満たしております。

本日の会議録の署名者は、白井委員にお願いします。

---

◎ 第 7号議案 新宿区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

◎ 第 8号議案 新宿区立教育センター条例施行規則の一部を改正する規則

◎ 第 9号議案 新宿区立教育センター処務規程の一部改正

◎ 第10号議案 新宿区職員定数条例の一部を改正する条例

◎ 第11号議案 教育財産の用途廃止について

◎ 第12号議案 教育財産の用途廃止について

◎ 第13号議案 平成24年度新宿区一般会計補正予算（第7号）

◎ 第14号議案 平成25年度新宿区一般会計予算

○菊池委員長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第7号議案 新宿区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」、  
「日程第2 第8号議案 新宿区立教育センター条例施行規則の一部を改正する規則」、  
「日程第3 第9号議案 新宿区立教育センター処務規程の一部改正」、「日程第4 第10号議案 新宿区職員定数条例の一部を改正する条例」、「日程第5 第11号議案、教育財産の用途廃止について」、「日程第6 第12号議案 教育財産の用途廃止について」、「日程第7 第13号議案 平成24年度新宿区一般会計補正予算（第7号）」、「日程第8 第14号議案 平成25年度新宿区一般会計予算」を議題とします。

○教育長 「日程第7 第13号議案 平成24年度新宿区一般会計補正予算（第7号）」及び「日程第8 第14号議案 平成25年度新宿区一般会計予算」については、平成25年第1回区議会定例会で審議を予定している案件で、予算案として議会に提案する前である本日の教育委員会において、公開による審議の場合、具体的かつ自由な討論、質疑ができないおそれがありますので、非公開による審議をお願いいたしたいと思えます。

○菊池委員長 ただいま教育長から非公開による会議の発議がございました。「日程第7 第13号議案 平成24年度新宿区一般会計補正予算（第7号）」及び「日程第8 第14号議案

平成25年度新宿区一般会計予算」を、非公開により審議することに御異議ございませんか。

〔異議なしの発言〕

○菊池委員長 それでは、第7号議案から第12号議案までを審議した後、第13号議案及び第14号議案を非公開により審議します。

では、第7号議案から第12号議案までを議題とします。

説明を教育調整課長からお願いします。

○教育調整課長 それでは、第7号議案から第12号議案について説明させていただきます。

初めに、「第7号議案 新宿区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」についてです。

この改正は、特別支援教育に関する事業の一貫性の確保及び成長過程に応じた支援を総合的に展開するため、教育委員会事務局における特別支援教育に係る組織体制の整備を行うものです。

議案2枚目の新旧対照表をご覧ください。

第2条事務局の組織の教育支援課の係に「特別支援教育係」を追加いたします。また、教育支援課の担当事務を定めております第14条に新設する特別支援教育係の事務といたしまして、（1）特別支援教育に係る就学相談に関すること、（2）特別支援教育に係る巡回相談・指導に関すること、（3）特別支援学校及び特別支援学級の連合行事等に関すること、（4）特別支援教育に係る教育活動の支援に関すること、これを追加いたします。

また、学校運営課の担当事務を定めております第15条の中から、「（4）心身障害児の就学及び入学に関すること」を削除いたします。心身障害児の就学事務は引き続き学校運営課に残りますが、それにつきましては、同条（3）に学齢児童及び学齢生徒の就学に関することの定めがございまして、就学事務に関してだけであれば、心身障害児についても当然ここに含まれるため、（4）は削除するものでございます。

施行日は、平成25年4月1日。

提案理由は、新宿区教育委員会事務局における特別支援教育に係る組織体制の整備を行うためでございます。

次に、「第8号議案 新宿区教育センター条例施行規則の一部を改正する規則」についてです。

次のページの新旧対照表をご覧ください。

第2条は、区立教育センター条例第2条に掲げる事業を行うために教育センターに置く施

設について定めておりますが、特別支援教育係新設に伴い、この中から特別支援教育センターを削るものです。

施行日は、平成25年4月1日。

提案理由は、新宿区教育委員会事務局における特別支援教育に係る組織体制整備に伴い、教育センター内に設置する施設に関する規定を整備するためです。

続きまして、「第9号議案 教育センター処務規程の一部改正」です。

議案2枚目の新旧対照表をご覧ください。

第8号議案と同様に、教育センターの処務規程からも教育センター及び特別教育センターに関することの文言を削除いたします。

施行日は、平成25年4月1日です。

提案理由でございますが、新宿区教育委員会事務局における特別支援教育に係る組織体制整備に伴い、教育センターの組織に関する規定を整備するためです。

続きまして、「第10号議案 新宿区職員定数条例の一部を改正する条例」についてです。

こちらにつきましては、議案の概要をご覧ください。

職員の定数を定めている第2条の表中の教育委員会の所管に属する学校職員についてです。学校給食調理業務委託等により、現行の195人から9人減じて186人に改めるものでございます。

施行日は、平成25年4月1日です。

提案理由は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、教育委員会の意見を聴取するためでございます。

続きまして、「第11号議案 教育財産の用途廃止について」です。

これにつきましては、議案の裏面をご覧ください。

物件の表示は、名称、新宿区立余丁町小学校。所在地番、東京都新宿区若松町95番9のうち、種別は、土地（面積563.93平方メートル）。

2、用途廃止年月日、平成25年3月1日。

3、区長への引継ぎ年月日、平成25年3月1日です。

4の用途廃止理由でございますが、東京都市計画道路・幹線街路放射第25号線の整備に伴い、当該道路に面する余丁町小学校敷地の一部を東京都が買収することになったため、教育財産としての用途を廃止するものでございます。

次のページに、地図上の位置と、その次には校庭の地図で、この赤い線のところまでを道

路用地とするために売却するものでございます。

提案理由は、東京都市計画道路事業（幹線街路放射25号線）の整備に伴い、隣接する余丁町小学校の一部を売却することとなったためでございます。

続きまして、「第12号議案 教育財産の用途廃止について」です。

こちらにつきましては、学校の敷地に隣接しており、今は学校用地となっておりますが、実際には道路形状をなしており、既に整備された区道の一部として、道路あるいは特定公共物として一体的に利用しているものについて、現状に即して、地目の変更をし、道路として組み替え手続をしていくものでございます。現状について何か影響があるものというわけではなく、書類上の整理をさせていただくものでございます。

内容につきましては、別表をご覧ください。区分としては、（１）の道路法に基づき区域編入する土地、（２）区道区域内の土地、（３）として特定公共物として管理する土地というように分かれてございますが、全て道路としての組み替えの手続をとるものでございます。

次のページからは、それぞれの敷地の該当部分についてお示ししているものでございます。

議案裏面に戻っていただきまして、用途廃止の年月日、区長への引継ぎ年月日につきましては、平成25年3月1日。ただし、別表2の（２）落合中学校、西新宿小学校及び、（３）新宿養護学校、落合第五小学校については、平成25年7月1日でございます。

提案理由は、道路形状を成しており、既に整備された道路の一部として隣接区道又は特定公共物と一体的に利用されている現状にある学校敷地部分について、道路へ組み替えるためでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○菊池委員長 説明が終わりました。

ここでお諮りします。

第7号議案、第8号議案及び第9号議案は、いずれも組織改正に関する議案ですので、一括して討論、質疑及び採決をしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔異議なしの発言〕

○菊池委員長 それでは、そのように進めます。

第7号議案、第8号議案及び第9号議案について、御意見、御質問をどうぞ。

○今野委員 それらの議案の内容は、総括的にはセンター等で行われていた特別支援教育を、いわば本庁の教育委員会で一括して1つの係で行うということで一元性を確保しようということで、とてもいいものと思います。センターで別に事業を行うよりは、一括して本庁で行

うほうが仕事がやりやすいのではないかとということだと思いますが、センターで行うということにも意義があるのではないかと思います。一元性確保ということはわかりますが、センターをなくして本庁でやるということの実際の意味合いというのでしょうか、それを御説明ください。

○**教育支援課長** 今回の組織改正における新体制につきましては、実は学校運営課でこれまで担ってきた就学相談の部門を教育センター内に設置されておりました特別支援教育センターに移していくという内容でございますので、実際のところは特別支援教育係が設置されるのは、場所といたしましては現教育センターの建物の中ということでございます。

なお、教育支援課自体もその場所につきましては本庁内ではなく、現在教育センターの4階、ここに位置をして、教育センター自身も教育支援課の一部として所管しているという形状でございます。

○**今野委員** わかりました。

もう一つ。教育センターの特別支援教育センターで、現行では特別支援教育に関することと書いてありますが、第7号議案では、例えば14条の4号ですと、教育活動の支援に関することと書いてあります。前のセンターの規定が特別支援教育に関することですので、実際の設置者としての仕事が広く含まれるような感じがするのですけれども、規定がそのように変わって仕事の質が変わるのかどうか。普通変わらないだろうと思うのです。特別支援教育に関することと書いてあるほうが幅が広い。ところが、新しいほうは教育活動の支援ということとかなり限定されているように読めるのですが、そのあたりの心配はないのでしょうか。

○**教育支援課長** 特別支援教育を推進するためのさまざまな取り組みというのが、教育委員会の組織の中では、教育指導課、教育支援課、学校運営課の3課で担っている現状にあります。それぞれの事業を相互に連携することが不可欠でございますが、とりわけ学校運営課でこれまで所管しておりました就学前の相談事務と、実際就学後の学校における支援の部分を今回組織として再編をさせていただくものでございます。

これまでの「特別支援教育に関すること」と大きなくくりで表記されていた部分につきましては、実際に行っている事業は入学されてからの特別支援教育推進員の派遣であったり、専門家チームによる巡回指導、相談であったり、主に入学後におけるさまざまなそういった支援でございました。

今回、組織を再編するに当たりましては、より特別支援教育係で行う事業と事務内容につきまして、わかりやすいように4点、主にこれまでの就学相談に関すること、それから今申



し上げた巡回相談、指導に関すること。さらには、特別支援学級学校の運営自体は学校運営課にそのまま残りますが、その中での連合行事等に関すること、あくまでも教育支援課はそういう支援業務を担う課であり、その中の特別支援教育に関してはこの係で担っていくということで、その辺のところを具体的に新たな事務内容として標記させていただいたということでございます。

○菊池委員長 わかりやすく書き出して明確にしたというような意味合いでよろしいでしょうか。わかりやすいような気がいたします。狭くなったと言われると、よくわからないのですが、非常にわかりやすくなったという私の感想ではあります。

ほかに御意見、御質疑ございますでしょうか。

○松尾委員 組織改正が行われて、いい形になるものと思いますけれども、実際、そこで業務についている係の皆さんがうまく働ける、仕事ができる、そういう実体的な体制づくりということも重要になってくると思います。このような組織改正があったときには、それに伴う人員の異動等についてですが、直ちに仕事の引き継ぎ等も必要になってこようかと思っておりますけれども、そのあたりはどのように行われることになるのでしょうか。

○教育支援課長 より具体的な事務の引き継ぎであるとか、係員の構成、こういったことに関しての御質問でございますが、基本的なもので申し上げますと、現在の学校運営課で就学相談を行っている職員、私ども教育支援課の教育センター内にある特別支援教育センターに従事している職員、この者たちは一緒になる。ただ単に一緒になるだけでなく、これまでですと、それぞれの課が担っている事業の範囲内ではしかできなかったもの、例えば就学相談を受けたときに、その情報については、就学に際しての情報ですので、入学されてからどのようにその活用が図られていたかというと、あくまで連携の中で必要な都度確認がとれるという程度でした。それが一元管理することによって、より効果的に必要な支援につなげていくことができるだろう。その際に、係として設置いたしますので、単純にこれまでの人間プラス、やはり係としての事務処理を行っていただく職員なども増員を考えて、そして係を形成するというので、今までよりも若干人数がふえる、単純に足しているだけではなく、ふえていくと考えています。

それから、どのように引き継ぎをしていくのかということですが、当然お子さんの成長が連続性を持っているのと同じように、係も4月1日になって、はい、スタートですと言っても、すぐに機能するものではございませんので、十分今年度内における事務の引き継ぎなども含めて、一方で、だれがその係に配属になるかという人事異動の問題がございますので、

そういったものが示された後、具体的な取り組み、引き継ぎなど時期を決めておきまして、スタートさせたいと思っております。

○菊池委員長 よろしいでしょうか。

ほかにございませんでしょうか。

○羽原委員 念のためですが、人員がふえるというのは、総体がふえるのではなくて、学校運営課からの異動によって、このセクションにふえるという意味ですか。

○教育支援課長 実は学校運営課で就学相談に当たっている職員というのは福祉の職員でございます。それから、私ども教育支援課の特別支援教育センターに従事している職員も福祉の職員でございます。

したがって、その者たちだけで係を形成するというのではなく、事務的な部分を担う者が福祉職の専門性を持ちつつやっていただくのも必要ですが、事務系の職員についてプラスアルファで人員要求をさせていただいているところでございます。

○羽原委員 もう一点確認ですが、ペーパーとしてあるいは制度としては、ここでわかります。ただ、現場の仕事の内容あるいはそれに伴う影響、ベターにはなるけれども、それに伴うデメリットなり新しい問題などはないということですか。

○教育支援課長 正直申し上げて、全くないとは言い切れない部分がある。1点だけ申し上げますと、これまで特別支援を必要とするお子さんたちは、就学についても学校運営課がやっていたわけでございます。今後は、その相談業務等は私どもの教育支援課で、つまり教育センターで行っていくわけですが、その就学先についての判定などについても、私どもでその組織を設けて行っていくわけです。実際、就学事務、就学をする際の手続、これについては学校運営課に引き続き残るわけでございます。したがって、その辺の連携を密にして、保護者の方の御負担にならないよう連携をしていくということが必要であると、今課題としてとらえているところの一つでございます。

○羽原委員 ぜひ順調に進めるよう、よろしく申し上げます。

○菊池委員長 ほかにございませんでしょうか。

[発言する者なし]

○菊池委員長 ないようです。

それでは、討論及び質疑を終了いたします。

第7号議案、第8号議案及び第9号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○菊池委員長 第7号議案、第8号議案及び第9号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第10号議案について、御意見、御質問をどうぞ。

○松尾委員 この提案理由のところ、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を聴取する必要があるためとありますが、これはここで提案される理由ですけれども、そのもともとの条例を改正するという部分の理由というのは書かれていないものですから、その部分について何か御説明いただけますでしょうか。

○教育調整課長 今現在、教育委員会では調理業務の委託を進めておりまして、来年度も委託校がふえることにより、給食調理職から用務職に転職する数や、用務職の退職等がある中で、の整理がありまして、全体としては9名減ということになり、定数を落とすものでございます。

○白井委員 学校給食の調理業務の委託化を推進するということだと思いますが、委託したほうが給食内容としていい結果が出ていると、そういう結果のもとにまた進めるというように理解してよろしいのでしょうか。

○学校運営課長 委託化したところについての評判ということですが、非常に給食をおいしくいただき、また食べ残しも非常に少ないというように聞いてございまして、良好に運営されているものと考えてございます。

○菊池委員長 ほかに何かございますでしょうか。

[発言する者なし]

○菊池委員長 では、ないようですので、討論及び質疑を終了いたします。

第10号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○菊池委員長 第10号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第11号議案について、御意見、御質問をどうぞ。

○教育長 実際、この敷地が道路になるのはいつなのか、それまでどのような形で残るのか、事務局から追加して説明してください。

○学校運営課長 東京都の事業実施最終年度が28年度となつてございます。したがいまして、今回売却した後、適切な時期をとらえて、東京都が事業実施をするということでございます。聞くところによりますと、東京都が工事するまでは、現状のまま使えるというようなことで進めるというように聞いてございます。現在平成24年度でございますので、28年度までとなりますと、工事の期間を含めて4年間の間で形状が変わっていくということでございます。

○羽原委員 これは敷地の何%ぐらい、あるいは何平米ぐらいの削減になりますか。もう一つは、保護者たち、地域の方々の異論などがあるかどうか。それから3つ目が学校の隣の民家などのところも、今おっしゃった4年間でこの道が全体として拡幅されるのかどうか、その辺の見通しを教えてください。

○学校運営課長 1点目は、面積的には余丁町小学校敷地面積5,759.79平米のうちの563.93平米ということで、約10分の1弱という面積でございます。

また、1月に保護者等について説明会をさせていただきました。そのときに、今度売却によって現在生えている木々の移設ができないか、あるいは掲示板等の移設ができないのか等の意見はいただいております。そういったことに対して、残った敷地内の中で移設は可能であるというような話をさせていただいております。ただ、その場合は、校庭がその分狭くなるというような説明をさせていただいております。そのことに関して異論が出たというようには認識はしてございません。

あと3点目の、例えば学校の隣の買収等につきましては、現在東京都が進めているところでございます。その部分については、時期等について私どもは現在把握はしてございませんが、先ほどの繰り返しになりますけれども、28年度までに行う予定というように聞いてございます。

○羽原委員 ここの土地の563平米というのは、減った後の面積なんですね。

○学校運営課長 563平米を売却するというところでございまして、売る面積が563.93平米ということでございます。

○羽原委員 10分の1ということであるけれども、行政的には合うかもしれないけれども、学校のスペースがどれだけ減るかということが大事です。それから、なぜ工期の問題、ほかの土地が確保できるかというのを聞いたのは、ことしのうちに、百葉箱とかいろいろなものを撤去して、4年間何にも進まないような状態なら、教育上のデメリットを負うわけです。ですから、拡幅のこの工事がどのぐらいかかるか逆算してみると、どのぐらいの期間でこの工事を仕上げればいいのか、いつ余丁町小学校の削減のための工事を始めたらいいのかというのは、周辺の買収状況によって判断しないと、学校だけが減らしておいて土地だけ拡幅されているというようなことは避けたほうがいい。土地の買収というものは、4年間でうまくけりにつかない性質のものです。しかも、もともとここの部分は道が広いです。なぜ学校の土地を早々と削ってしまうのかという基本的な疑問を僕は感じます。ですから、せめて削ることが前提であっても、これはやむを得ないけれども、最短距離のダメージでおこななければいけ

ないだろうと、そのことを言いたいのです。

○**学校運営課長** 説明が十分でなくて申しわけございません。東京都が工事をするまでの間につきましては、隣の若松町特別出張所についてもそうでございますけれども、その間は現況で使わせていただくといったことで進めると聞いてございます。羽原委員の御心配の部分につきまして、できるだけ工事の期間だけ形状が変わっていくといったことで、今進められようとしていると認識してございます。

○**羽原委員** しっかり、よろしくをお願いします。

○**菊池委員長** ほかに何かございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○**菊池委員長** それでは、ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。第11号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○**菊池委員長** 第11号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第12号議案について御質問をどうぞ。

用途廃止について、まとめて急に一括してたくさん出てきたという印象でありますけれども、何かそういう全体の見直しがあったのでしょうか。

○**学校運営課長** この部分につきましては、以前から道路として使われていたということです。ただ調べますと、所管が移管されていなかったり、あるいは道路になっていなかったりと、そういったことを現実の利用形態に合わせて変更するものでございまして、その部分をこの時期に一括して出させていただいたということでございます。

○**菊池委員長** 前々からわかっていたことを改めてまとめて全部見直したということによろしいでしょうか。

何かほかに御質疑ございますでしょうか。

○**松尾委員** 一括して出されているということで、逐一それぞれについて理由が述べられているわけではないけれども、実際にはこの全ての経緯について精査のうえ、これは現状は道路である。道路として利用されているということから、教育財産としての用途を廃止するのが妥当であるという結論に至ったと、そういう理解でよろしいですか。

○**学校運営課長** 委員のおっしゃるとおりでございます。

○**次長** 若干補足させていただきます。

今回の対応につきましては、形状は道路であるが、財産上、教育財産というその辺の不整

合があったにせよ、実は管理の問題で、要は道路上で事故があった場合にそれが教育財産部分なのか、区道部分なのかというところで、責任の所在が不明確になりがちだった、そういう事例が何件かございまして、その辺については明確に形状が道路であれば、もうそれは教育財産ということではなくて区道扱いにして、みどり土木部で管理していただくという対応が適切だろうというような経緯がございまして、今回そういった対応となっております。

○松尾委員 そのようなケースというのは、これで全てですか。

○次長 今回こういったことで、みどり土木部と協議いたしまして洗い出した結果でございますので、基本的にはもうこういったケースはない、先ほど言ったようなケースは生じないというように考えます。

○松尾委員 そうしますと、今後、その学校の敷地の一部が道路として利用されることになる等の現状の変更があった場合には、逐一用途廃止の議案として出てくる。逐一それをこの場で諮って決定していくと、そういうことになるという理解でよろしいのですか。

○学校運営課長 変化があれば逐一御提案を申し上げ、審議をいただくということになると思っております。

○羽原委員 別表のほうの地目の欄の小学校敷地と公立学校地の区別を教えてください。どう違うのですか。

○学校運営課長 この別表の敷地の地目につきましては、登記簿上の表示になってございまして、それをそのままつけさせていただいたものでございます。その当時の状況によりまして、そういった形で登記をされたものであると認識してございます。

○羽原委員 わかりました。

○松尾委員 学校用地を取得した場合に登記したら、現在はどうでしょうか。

○白井委員 不動産登記簿を見なければわからないですね。

○教育長 おそらく、地目が宅地で登記をしたいと思います。学校用地という表現は昔のときのものではないでしょうか。今の不動産登記法の地目で、小学校の用地などとはやらないと思います。

○羽原委員 地目の名称によって扱いが変わるのか変わらないのか、同じなのかどうかという素朴な疑問です。別にここで議論するようなことではないんです。

○教育調整課長 調べて、またいずれ御報告させていただきたいと思います。

○松尾委員 その別表の1、2というのは、1は道路法に基づきということで、2は特別区道区域内ということで、これはあくまで条例によって規定されていることかと思いますが、3

の特定公共物として管理する土地というのは、その根拠になる法あるいは条例というものが  
ございますか。

○**学校運営課長** 根拠の条例といたしまして、新宿区特定公共物管理条例というのがございま  
す。また、道路に関しましては、新宿区特別区道路線の認定、廃止または変更に関する基準  
というのがございまして、そういった決まりによって管理しているということでございます。

○**菊池委員長** では、よろしいでしょうか。

ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第12号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○**菊池委員長** 第12号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、「日程第7 第13号議案 平成24年度新宿区一般会計補正予算（第7号）」及び  
「日程第8 第14号議案 平成25年度新宿区一般会計予算」を、非公開により審議いたしま  
す。

---

○**菊池委員長** 以上で、本日の議事は終了いたしました。

---

◆ 報告1 平成25年度区立幼稚園の学級編制について

◆ 報告2 平成25年度学校給食調理業務委託事業者の選定結果について

◆ 報告3 平成25年度新入学学校選択制度小学校補欠登録者の繰上げについて

○**菊池委員長** 次に、事務局からの報告を受けます。

報告1から報告3について一括して説明を受け、質疑を行います。

事務局から説明をお願いいたします。

○**学校運営課長** まず初めに、平成25年度区立幼稚園の学級編制についてでございます。

25年度の学級編制につきましては、先月1月15日2時15分をもちまして、区切りとして編  
制してございます。その表の説明をさせていただきます。

まず、3歳児でございますけれども、下に合計がございまして、もう一つ下に去年との比  
較が出てございます。3歳児につきましては、定員が17名でございまして、12学級というこ  
とで変わりはございません。定員が204に対して、25年度は203ということで、24年度と比べ  
ますと、204に対して188ということですので、15名ほどふえてございます。

4歳児につきましては、16学級ということでございます。これにつきましては1学級減ってございますが、理由は後ほど述べさせていただきます。ここにつきましても、本年度、定員480に対して296ということでございます。昨年度が510に対して273ということでございまして、定員は30下がったわけでございますが、予定の園児数は23ふえたということでございます。

5歳児でございます。5歳児につきましては16学級でございまして、昨年度より1学級減、それから定員480に対して287、昨年度は510に対して281ということで、定員は30下がったわけですけれども、予定園児数は6人増加ということでございます。

合計でございますが、学級数が2つ減り、定員が60減ったわけでございますが、予定園児数は44名ふえたということになってございます。

ちなみに、2年保育園でございますが、これは5園でございます。津久戸、早稲田、余丁町、戸塚第一、戸山でございますが、ここの定員充足率が56.7%、それに対して、その他の12園3年園が70.3%ということで、やはり2年園が定員充足率が低いということでございます。

なお、戸山幼稚園4歳児学級につきましては、入園承認日の時点で応募者が9名ということでございまして、学級編制基準が12名でございますので、学級が編制されず休学級となります。この結果、戸山幼稚園は昨年度も休学級でございましたので、25年度につきまして4歳児学級及び5歳児学級がともに休学級となるため、休園ということになってございます。

以上が平成25年度区立幼稚園の学級編制についてでございます。

続きまして、報告の2でございます。

平成25年度学校給食調理業務委託事業者の選定結果についてでございます。

まず、1番目の委託事業者の選定方法でございます。これはプロポーザル方式をとってございます。教育委員会内部に「新宿区学校給食調理業務委託に係る事業者選定委員会」を設置しております。この選定委員会のメンバーですが、次長を委員長といたしまして、教育委員会の課長級、それから校長先生、栄養士、PTA等10名で構成されているものでございます。

続きまして、事業者としての資格が記載のとおりでございまして、まずは23区内に本社または事業所が所在して、2つ目として、23区の小・中学校で給食調理の受託実績があるということでございます。

続きまして、委託の条件といたしまして、教育委員会及び学校栄養士の指示に従い実施するというところでございまして、示された仕様書等に基づいて行っていただくというものでございます。また、給食数に応じた調理員の配置もあわせて行っていただくということでござ



います。それから、実際の配置する方の資格、条件といたしまして、業務責任者で主任、それから業務副責任者、副主任ということで、基準がついてございます。

続きまして、プロポーザルによる業者選定経過等でございますけれども、8月から始まりまして記載のとおりで進んでまいりまして、12月に結果が出たというものでございます。

裏面をご覧ください。

最終選定事業者として6業者が選定されてございます。株式会社藤江、葉隠勇進株式会社東京本社、協立給食株式会社、一富士フードサービス株式会社関東支社、株式会社東洋食品、株式会社CTMサプライの6者となっております。この6番目の株式会社CTMサプライ以外は、本区で既に実績のある事業者でございます。

続きまして、5は、事業者が受け持つ学校でございます。上位の二者、具体的に申しますと、株式会社藤江、それから葉隠勇進株式会社につきましては、2校受け持つことになってございます。選定で1位となったその二者につきましては、それぞれそこに示された学校を受け持つということでございます。受け持つ学校は新規と再選定と2つございまして、5年を経過いたしますと再選定をさせていただくということで、その再選定が4校。また新規についても4校ということで、それぞれの業者がご覧の学校を受け持つといったことになってございます。

なお、この給食調理業務委託につきましては、来年度ですべての学校が委託化になる予定でございまして、残りは江戸川小学校と富久小学校と新宿養護学校の3校でございます。以上で、報告2については終わらせていただきます。

続きまして、報告3、平成25年度新入学の学校選択制度小学校補欠登録者の繰上げでございます。繰り上げに当たっての基準でございますけれども、入学式までの間に転入者があっても、定員を超えない数といたしまして、1学級31人の2学級62人で基準をつくってございます。

今回の繰り上げ状況は、学校ごとに大きく2つに大別されます。一つは補欠登録者全員を繰り上げることができた学校、もう一つは繰り上げることが全くなかった学校の2つに分かれます。補欠者全員を繰り上げることができた学校は、津久戸、愛日、牛込仲之、余丁町、四谷第六、戸山及び柏木の小学校でございます。一方、繰り上げることができなかった学校につきましては、早稲田、戸塚第一、落合第一、落合第三、落合第四及び西戸山小学校でございます。

続きまして、各校別の状況について説明いたします。

津久戸小学校から始めます。津久戸小学校は抽選時の補欠登録者は12名でしたが、1月31日時点での補欠登録者は8名ということでございました。入学予定者が54名であるため、補欠登録者全員を繰り上げました。愛日につきまして、抽選時の補欠登録者6名、1月31日の補欠登録者5名、入学予定者が49名であるため、補欠者5名全員を繰り上げました。早稲田小学校につきましては、抽選時の補欠登録者28組（29人）、これは双子の方がいらっしゃいましたので、そういうことになっております。1月31日での補欠登録者は18組（19人）、入学予定が65名であるため繰り上げはできませんので、補欠登録者18組（19人）全員は、指定校への入学ということでございます。牛込仲之小、抽選時の補欠登録者2名、1月31日では1名、入学予定者が56名であるため、補欠登録者1名を繰り上げる。余丁町小、抽選時の補欠登録者が8、1月31日では補欠登録者5、入学予定者が55名であるため、補欠登録者5人全員を繰り上げ。四谷第六小につきましては、抽選時の補欠登録者9、1月31日では7、入学予定者が52名であるため、補欠登録者7名全員を繰り上げ。戸山小、抽選時の補欠登録者が3、1月31日での補欠登録者が4、入学予定者58名であるため、補欠登録者4人全員を繰り上げてございます。戸塚第一小、抽選時の補欠登録者15、1月31日での補欠登録者12人、入学予定者が71であるため、繰り上げができず、補欠登録者12人全員は指定校への入学となります。落合第一小学校、抽選時の補欠登録者14、1月31日の補欠登録者12人で、入学予定者が86人であるため、繰り上げができず、補欠登録者12人全員は指定校への入学となります。落合第三小学校、抽選時の補欠登録者が10組（11人）、1月31日での補欠登録者が5人、入学予定者が67人であるため、繰り上げができず、補欠登録者5人全員が指定校への入学。続きまして、落合第四小学校、抽選時の補欠登録者7人、1月31日の補欠登録者6人、入学予定者が80人であるため繰り上げができず、補欠登録者全員は指定校への入学、柏木小学校、抽選時の補欠登録者6人、1月31日の補欠登録者5人、入学予定者が52人であるため、補欠登録者全員を繰り上げました。西戸山小学校、抽選時の補欠登録者4人、1月31日時点の補欠登録者も4人、入学予定者が62人であるため繰り上げができず、補欠登録者4人全員が指定校への入学となります。

今後、4月1日時点での児童数が80を超えている場合につきましては、学級数をふやし、3学級編制とすることとしております。80人以下の場合、70人を超えた場合であっても、将来にわたる普通教室の確保の必要性から、2学級編制として学級増は行わない予定ということでございます。

以上雑ぱくでございますが、報告を終わらせていただきます。

○菊池委員長 説明が終わりました。

まず、報告1について御意見、御質問のある方はどうぞ。

○羽原委員 津久戸幼稚園は5歳児7人、これはどうなりますか。9人以下で休学級となりますか。

○学校運営課長 学級編制基準につきましては、2年園、すなわち津久戸、早稲田、余丁町、戸山、戸塚第一の5園について、4歳での入学の際に12名集まらない場合は休学級ということになってございます。津久戸につきましては、昨年度は特例という形で存続をしております。そういったことで、ことしは5歳児7名で存続となります。

○今野委員 5歳児の段階で初めて12名以下になっても、残すという方針ですね。

○学校運営課長 委員おっしゃるとおりでございます。毎年の入園の承認者の日にち、1月中旬、15日の場合が多いですけれども、そのときに数で確定をする。それ以降減ったとしても、学級は編制をするということでございます。

○今野委員 そうすると、逆に4歳児のときに少なくてクラスができなかったけれども、5歳児になったときにふえたということはないのですか。ふえたので、また5歳児になって初めてクラスをつくるのか、そういうことはないのですか。

○学校運営課長 現時点では、そういった制度とはなってございません。

○今野委員 戸山幼稚園は、4歳児学級は引き続きクラスはないけれども、実際に入園希望者をとったわけではないのですね。

○羽原委員 戸山幼稚園の4歳児、5歳児の志願者、何人ずついるわけですか。

○学校運営課長 5歳児はもともと募集してございませんで、4歳児については、そこにございますが、9人です。

○羽原委員 5歳児で入りたいという人が保護者の中にあつた場合はだめということですか。

○学校運営課長 学級を編制してございませんで、入園できないということでございます。

○羽原委員 保護者の不満につながるのだらうなと思います。僕は戸山幼稚園に行ったときにたまたま保護者がいて、どうも納得いかないという話を聞きました。戸山幼稚園はもう園としての体裁をなさないわけです。

○学校運営課長 休園ということでございますので、施設としてはそのまま残ってございますが、教諭等は配置はされませんで、募集もないということでございます。

○羽原委員 地域のニーズは少なくて経営できないということはわかるけれども、一度閉鎖したら、その後入りたいと言ってもだめだと言うと、もうこの戸山幼稚園というのは休園では

なくて事実上廃園です。3歳児は募集しない。来年になっても、突然5歳児が12人いれば、学級編成するのかもしれないけれども、もう戸山幼稚園というのは廃園でしょう。これが復活する可能性というのはどういうケースですか。

○**学校運営課長** そのあたりにつきましては、地域のニーズをとらまえて、そういったニーズがあるということであれば、現在、ほかでも休園はしてございますけれども、地域ニーズをとらえた中で、必要が生じた場合は、再び復活という道は残ってございます。

○**羽原委員** 上辺的にはそうだけれども、津久戸の場合はこれが認められて、戸山幼稚園の場合は、実質的には復活するチャンスというのは非常に可能性が乏しい。これでいいのか。保護者に対するそういう公共的なサービスとして、そういう論理でいいのかと僕は思います。けれども、僕が一気に9人とか10人の子供を持つわけにはいかないから、入れるわけにはいきませんが、しかし行政としてどうも少し拘り定規な感じがします。コストからいえば、確かにわかるけれども、ニーズから言うと、何か説得力がなく、歴年の経過に応じて廃園につながっていくというような印象がしてならないのです。

○**学校運営課長** 幼稚園のあり方方針案の中でも出てございますが、効果的な集団保育の人数として20名程度という人数を上げてございます。そういったことに対して、この12名というのは定員の4割という数値でございまして、我々といたしましては、今後も一定の園児数を確保した効果的な集団保育の実現といったものを目指す中で、あり方の見直しも図ってまいりたいと考えてございまして、繰り返しになりますけれども、ニーズ調査もございまして、そういった中で、地域の実情、需要等も受けられながら検討はしてまいりたいということでございます。

○**菊池委員長** ニーズ調査をして、その地域にどういうニーズがあって、それをどのように反映していくかというのは、幼稚園以外の選択肢もふえてくる中で、保護者のニーズがどう変わっていくかとか、そういう部分もあると思いますが、羽原委員の意見もある、そういう保護者もいるということを踏まえて、やはり調査にも反映させていくべきであるとは思いますが。一旦休園になったら二度と復活できないというのでは、何か休園という言葉が、逃げ的部分を感じてしまうということもあります。ですから、そういうニーズにあった場合には復活できることがあるというようなことも提示していただければと思います。これからニーズ調査によってまた変わってくるのかもしれませんが。

○**羽原委員** 表記がゼロということもおかしい。全くいないのでしたら、そこは即廃園だっていいだろう。しかし、区内志願者がいるのではないですか。それは括弧してでも、書くのが

正しいやり方です。子ども園化があればまたそちらで受け入れる道ができるからいいとしても、ゼロと書いて済まして、わかりましたと僕は言いたくない。若干教育委員の中に少数にしても対応が必要かというぐらいのことは、一応保護者とか区民に誓っておきたい、僕はそういう気持ちです。

○菊池委員長 では、ほかに御質問がなければ、報告1の質疑は終了いたします。

次に、報告2について、御意見、御質問のある方はどうぞ。

○松尾委員 これは報告の文書の説明が少しわかりづらいと思って、最後まで聞くとわかるのですけれども、今回の事業者の選定というのは、例えば何校を対象にしてプロポーザルによる選定を実施したか。その結果このようになった。つまり新宿区全体の中では、もう既に事業者が決まっている学校はたくさんあって、その中で今回の選定がどういう部分について行われたのかという説明がなかったものですから、そこをもう少し補足していただけますか。

○学校運営課長 説明が駆け足になって申しわけございません。

まず、この裏面にもございますように、今回対象になっておりますのは、新規校といたしまして4校、5年経過した学校として再選定の対象となっておりますのが4校、計8校につきまして事業者を選定するということでございます。その中で考え方といたしましては、最終的には6者まで絞った中で上位2者を2校受け持っていただくといった考え方を出しているものでございます。

もう少し具体的に申し上げますと、第一次審査では、23者の申し込みがございまして、これを書類選考等で9者まで絞り込む。第二次審査の面接等によりまして9者から6者まで絞り込んだといったところでございます。

以上でございます。

○松尾委員 再選定になった場合には、その前に担当していた会社と別の会社を選定されるということもあり得るわけですか。今回はどうなりましたか。

○学校運営課長 この業者と学校の関係につきましては、私どものほうでも方針を持ってございます。まず、再選定につきましては、当然再選定ですから、学校での実績があるわけでございます。あくまでも学校側のいわゆるその業者に対する評価が高くて、学校側も継続を望んでいるといった場合には、そういった理由でその会社を選定してございます。その理由で選んだのが牛込仲之小と、それから牛込第三中学校でございます。

また、落合中学は再選定になってございますが、ここは24年度が関東給食というところでございましたが、今回は選定から漏れてございます。したがって、今申し上げました理由で

は使えませんので、そういった場合、特に給食につきましては、緊急時に事業者が応援しやすい等といった事由がございまして、隣接の学校で委託している業者であれば、しかもそこが選ばれた場合はその業者ということで、今回、株式会社藤江というところを落合中学で選ばせてございます。

また、柏木小学校、これは再選定でございますけれども、ここにつきましては、現在勤務している栄養士が今年度で退職予定ということの事情がございまして、こういった場合は、現事業者にさせるのが一番いいということにはなるわけです。ところが、現在はNECライベックスというところがやっておりますけれども、そこが選定されなかったということでございまして、今回選定された事業者の中で最も人員体制が一定している一富士フードサービスに選定したといったような形で学校を決めてございます。

○羽原委員 学校栄養士は全校に配置されているのですか。

○学校運営課長 全校に配置されてございます。常勤と非常勤の違いはございますけれども、常勤が半分、非常勤が半分でございます。

○羽原委員 それから、食物アレルギーの指導、これは他の自治体で事故があつて、あれだけ騒いだから大丈夫だろうけれども、新規のところでは、特にこれまでの新宿区のノウハウみたいなことを、もう当然されていると思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○学校運営課長 まさに調布の事件につきましては、我々といたしましても深刻に受けとめているところでございます。原因はヒューマンエラーでございますけれども、ヒューマンエラーというのはどこでも起こり得ることございまして、それを可能な限り最小限にしていく取り組み、何なのかというところで、現在、各学校にアンケートをさせていただき、実態を把握した上で、今後しかるべき措置はどういったことなのかということを検討中でございます。

○菊池委員長 よろしいでしょうか。

ほかに御質問がなければ、報告2の質疑は終了いたします。

次に、報告3について御意見、御質問がある方はどうぞ。

○羽原委員 少し離れますが、新年度の予算を見ると、3年生以上、また40人学級でやらざるを得ないことですが、都の立場、あるいは区の立場、あるいは1年生の35人学級によるその後の影響、こういう概括的な話を教えてください。

○学校運営課長 まず、小学校におきましては、1年生は35人学級でいく。2年生につきましては、35人学級にすることができるということが都の方針でございます。それから今年度は、

小学校ではございませんけれども、まだ確定はしてございませんので、恐らくですが、中学1年生についても35人学級の導入の動きがございます。

そういった動きに対応しまして、今回、学校選択の結果でございますけれども、やはり40人と比べまして、そういう意味では繰り上げできない学校というのが非常にふえているのかなといった傾向は見てとれると思っております。

○羽原委員 繰り上げのことを聞いているのではなくて、1、2年生は35人の学級になっている。今度3年生以上が40人にならざるを得ないのか、あるいは都のほうは何かそういう35人で継続的に減らしていこうということになるのか。それから、虫食いで35人のところとそのあとの40人のところで何か影響があるのか、そういうことを聞いています。

○教育指導課長 手元には正確な数字はございませんが、1年生、2年生だけが少人数学級を行うといった御連絡をいただいておりますので、3年生になってその影響が出る学校はあると認識しています。

なお、国のほうが少人数学級について、最近の報道では一応ストップといったことが報道されておりますので、たまたま来年度は東京都が今まで行ってきた37人、そういった独自でやっていた事業を35人学級で行う旨、そういう方向でいくといった御連絡をいただいております。ですから、羽原委員のおっしゃったように、例えば中1がその後中2になったときどうなるのか、それから小学校2年が3年になったときどうなるのかということについては、十分円滑などいいますか、我々が望んでいるような35人学級は行われぬ可能性のある学校が出てくるといったこととなります。

○羽原委員 当然先生の配給はないのですね。

○教育指導課長 ありません。

○羽原委員 都は3年生までは37人になるのですか、35人にするのですか。

○教育指導課長 中学校1年生については35人で行うといった方向性は出ています。それ以外の元に戻ってしまった学級については、教員が配置されないということでございます。

○菊池委員長 80人以上のこの2つの小学校は普通学級は、大丈夫なのでしょうか。違う質問で申しわけありません。お願いいたします。

○学校運営課長 先ほど最後にも申しましたけれども、今後の方針として、あくまでも4月1日時点で考えますので、4月1日時点での児童数が80名を超えている場合、現在ですと、落合第一小学校ということになりますけれども、その時点で超えていた場合は3学級編制ということでございます。80人以下であれば、70人から80人の間であっても2学級編制という

ことで、弾力運営という方針でございます。

○菊池委員長 教室が足りませんか。

○学校運営課長 教室については、現在全部使ってはございますけれども、改修によって、学校の運営の調整も必要になりますけれども、教室は確保できるものと考えてございます。

○松尾委員 旧幼稚園舎の改築があるので、八千草学級をつくったら、教室が2つあくので、とりあえず今度は大丈夫。何年か先は厳しいかもしれませんが、とりあえず来年は大丈夫だと思います。

○菊池委員長 いかがでしょう。ほかに御質問ございますでしょうか。

[発言する者なし]

○菊池委員長 ほかに御質問がなければ、報告3の質疑を終了します。

次に、本日の日程で報告4、その他となっておりますが、事務局から報告事項がありますか。

○教育調整課長 特にございません。

○菊池委員長 では、報告事項は以上で終了いたします。

---

## ◎ 閉 会

○菊池委員長 以上で本日の教育委員会は閉会といたします。

---

午後 5時00分閉会